

富山県事業再構築支援事業費補助金（案内）

国の「中小企業等事業再構築促進事業（通常枠）」を活用して行う新分野展開、業態転換、事業再編等、思い切った事業再構築のための取組みに対して、上乘せ支援します。

補助対象者

国の「**中小企業等事業再構築促進事業（通常枠）**」での採択及び交付決定を受けた中小企業者等※

＜補助要件＞

- ・ 富山県内に本社の所在地又は事業所を有する中小企業者等であって県内で実施する事業
- ・ 令和4年2月28日（月）までに事業を完了のうえ、実績報告書を提出する見込みがあること

（※）中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。また、同事業で補助対象としている中小企業者等の卒業枠、グローバルV字回復枠、緊急事態宣言特別枠、及び中堅企業等が行う事業については、県の上乗せ支援の対象としておりません。

補助内容

- ・ 補助率：県 1 / 12
- ・ 補助上限額：200万円

申請の流れ

- ①国への申請、事業採択⇒②県へ確認申請⇒③事業完了、国へ実績報告⇒④国の補助金確定⇒⑤県へ交付申請

国
補助率 2 / 3
上限 6,000万円



県
補助率 1 / 12
上限 200万円



実質的
補助率 3 / 4
(事業者負担 1 / 4)

申請方法

- ・ 申請書及び関係書類を県地域産業支援課まで郵送又は電子メールにて提出してください。様式は県庁ホームページからダウンロードできます。

【申請期間】 令和3年7月19日（月）～令和4年2月15日（火）

※先着順、予算額に達した時点で募集終了

お問い合わせ先：富山県商工労働部地域産業支援課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
TEL 076-444-3253 FAX 076-444-4402
E-mail achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

詳しくは県のホームページをご覧ください。

富山県 事業再構築支援事業費補助金

